



要 請 署 名

大阪府警本部長 様

労組・団体名

代表者名

⑩

大阪府警警備部は昨年9月以降、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）の正当な組合活動を刑事事件に仕立て上げ、多数の組合役員や組合員の不当逮捕、再逮捕をくりかえしています。

しかし、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下、関生支部）がおこなった2017年12月のストライキ闘争は、大阪広域生コンクリート協同組合など生コン関連業界に対し、約束を守って賃上げ原資となる運賃引き上げを実施するよう要求した正当な組合活動以外の何者でもありません。

いうまでもなく憲法28条は団結権、団体交渉権、団体行動権の三権からなる労働基本権を保障しており、労働組合法第1条2項は正当な組合活動を刑事罰の対象としないことを定めています。

それにもかかわらず、大阪府警警備部は、これら憲法・労働組合法の根幹をないがしろにして、関生支部の存在や産業別労働組合運動そのものを敵視して事件をつくりあげています。さらに、逮捕者に対し、関生支部の活動方針を誹謗中傷したり組合脱退をはたらきかけるなど、捜査権を乱用した暴挙もくりかえしています。

私たちは、このような憲法・労働法を無視した関生支部に対する不当な捜査はすべての労働組合に対する重大な挑戦であるとして強く抗議するとともに、下記のとおり要請しますので、速やかに対処してください。

2019年 月 日

記

1. 憲法28条および労働組合法第1条2項を遵守し、関西地区生コン支部の正当な組合活動を敵視する違法な捜査活動をただちに中止されたい。

以上